

茨城県道路公社 中期経営計画

令和6年1月策定

1 計画策定の趣旨

茨城県道路公社は、地方道路公社法に基づき昭和46年9月25日に茨城県により設立され、有料道路の新設、改築、維持、修繕を行い、県内幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に貢献してきた。

これまでに11路線の有料道路を建設し、そのうち7路線については順次無料開放しているほか、道路運送法に基づく一般自動車道の筑波スカイラインを無料開放している。

現在は、日立、水海道、常陸那珂及び若草大橋有料道路の4路線8.9kmについて管理運営を行っているところである。

有料道路事業は、人口の減少・高齢化や経済成長の鈍化など社会経済情勢の変化に伴う交通需要の減少や圏央道の開通など県内の高速道路ネットワーク整備の影響により、建設当時の計画交通量を大きく下回る路線があるうえに、新型コロナウイルス禍に起因する経済の停滞に伴って大幅な交通量減少を見るなど、事業を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

こうした中で、令和元年度から中長期経営計画に基づいて経営改革を進めてきたが、引き続き有料道路等の利用促進と公社経営の改善を図るため、令和6年度から令和10年度の今後5年間における中期経営計画を策定する。

2 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5か年とする。

(前中期経営計画の策定期間は令和元年度から令和5年度)

3 現状と課題

前述の新型コロナウイルス禍の影響については、有料道路事業及び駐車場事業の両事業とも多大な影響を受けていることから、「(3) コロナ禍の影響」として1つの項目にまとめる。

(1) 有料道路事業

現在、表1の4路線の有料道路を運営しており、その維持管理と料金徴収が主たる業務となっている。各有料道路の料金徴収期間は、道路整備特別措置法に基づく事業許可で表1のとおり定められており、期間満了後に無料開放される予定となっている。

ただし、日立有料道路については、令和4年度に橋梁耐震化工事の早期実施のため、国土交通省関東地方整備局から事業費4億円増及び料金徴収期間10年延長の事業変更許可(令和5年3月31日付け)を受けた。

日立有料道路を含み供用中の路線は、当初計画の交通量を下回るため、引き続き増収対策や経費縮減等により経営の安定化を図る必要がある。

また、管理する有料道路施設の老朽化や機器更新に伴う維持工事費、新たな技術基準等による安全対策など、管理運営にあたって必要となる経費の増嵩への対応も課題となっている。

表1 有料道路事業の概要

有料道路 路線名	延長	料金徴収期間	料金徴収 時間	日平均 交通量※1	計画 交通量※2
日立 ※3	1.6km	平成5年10月20日から40年間	0時～24時	5,493台/日	5,475台/日
水海道	2.7km	平成9年 8月 7日から30年間	6時～22時	2,157台/日	9,716台/日
常陸那珂 ※3	2.9km	平成11年7月22日から30年間	0時～24時	4,012台/日	12,790台/日
若草大橋	1.7km	平成18年4月18日から30年間	6時～20時	1,476台/日	10,294台/日

*1 日平均交通量は、各有料道路の料金徴収時間における交通量である（令和4年度実績）。なお、水海道有料道路は無料措置時間帯の補填換算交通量を含む。

*2 計画交通量は、建設計画策定時の道路交通センサスを基に、接続する道路計画や関連する地域開発計画等を勘案して算定した予測交通量（令和4年度）である。

なお、日立有料道路は令和5年3月31日付け変更許可の計画交通量を記載した。当初許可の計画交通量は10,237台/日。

*3 日立及び常陸那珂有料道路の料金徴収は、接続するNEXCO東日本の管理する常磐自動車道日立中央IC及び東水戸道路ひたちなかICにおける合併料金徴収（一括徴収）となっている。

(2) 駐車場事業

筑波山つつじヶ丘駐車場は、平成18年4月に筑波スカイライン（道路運送法に基づく一般自動車道）からの事業転換により、登山者や周遊観光客のための有料駐車場として整備を行った。

また、その他の3駐車場は、県等からの要請により、パーク&ライドの推進のために整備し、管理運営を行っている。

駐車場事業については、近年の登録自動車台数が横ばいであることなどから、今後、利用者の減少も懸念される。

表2 駐車場事業の概要

駐車場名	営業開始	収容台数	令和4年度料金収入
筑波山つつじヶ丘	平成18年4月27日	400台(うち大型バス12台)	40,049千円
みらい平駅前	平成17年8月24日	100台(月極80台、時間貸し20台)	7,917千円
友部駅北口	平成20年2月 1日	131台(月極91台、日貸し40台)	6,780千円
水戸北スマートIC	平成20年6月16日	63台(日貸し)	1,524千円

(3) コロナ禍の影響

令和2年の年頭から始まった新型コロナウイルス感染症の蔓延は、直接的に有料道路事業及び駐車場事業に大きな影を落とし、また、数度にわたる緊急事態宣言及びそれに伴う行動制限は、事業個所の周辺に位置する集客施設の閉鎖・閉館を余儀なくされた。

これらの状況下において、交通量・利用台数が甚大なる利用減に見舞われた。

【参考】周辺集客施設の閉鎖等

○つつじヶ丘駐車場（筑波山登山道も同時期）

令和2年4月25日～令和2年5月17日

○水戸スマートIC 経由路線バスの運休・路線廃止

令和2年3月23日～令和4年11月30日

- ・令和4年12月1日から日立駅発東京ディズニーランドリゾート行き運行開始
- ・令和5年4月29日から日立駅発東京駅行き運行開始

○日立かみね公園

令和2年4月14日～令和2年5月24日

令和3年1月9日～令和3年2月21日

令和3年8月6日～令和3年9月30日

○国営ひたち海浜公園

令和2年4月4日～令和2年5月31日

令和3年8月18日～令和3年9月19日

○あみプレミアムアウトレット

令和2年4月4日～令和2年4月5日

令和2年4月10日～令和2年5月24日

○茨城県自然博物館

令和2年4月11日～令和2年5月10日

令和3年1月19日～令和3年2月7日

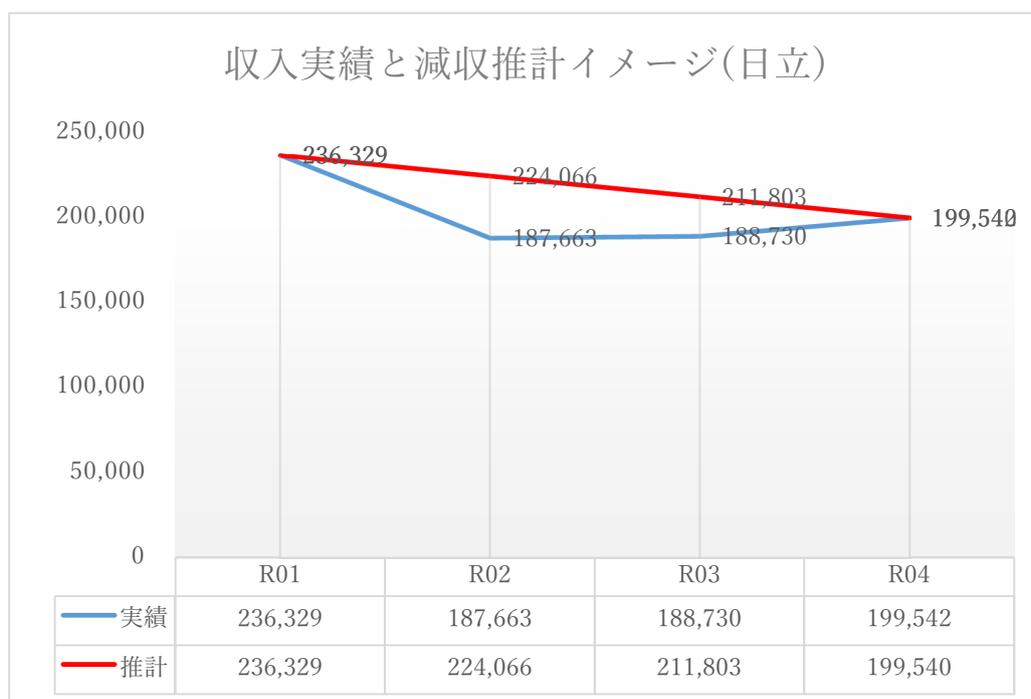
令和3年8月6日～令和3年9月30日

さらに、外出自粛やそれに伴うテレワークやリモート会議の定着等のライフスタイル変容によって、令和2年度から3年度にかけて交通量や駐車場利用量が大きく減少した。

令和4年度には、有料道路4路線累計で令和元年度の交通量等に9割程度回復したが、令和元年度及び5年度の同時期（上半期）を比較しても、前年度と同程度の回復にとどまっている。

次に、図1を用いて、コロナ禍による収入の減収額を推計した。

図1 【参考】 コロナ禍による収入減の推計イメージ



【減収額の推計方法】

① 令和元年度と令和4年度の決算額を直線（赤色実線）で結び、令和2年度及び3年度のコロナ禍の影響が無く、景気の動向を反映した推計値を求めた。

② ①の推計値と収入実績（青色実線）を比較して、減収額を算出する。

その結果、日立有料道路における令和2年度及び3年度の減収額は、59,476千円となる。

この推計方法を他路線にも展開した結果は、次のとおりである。

○ 日立	: Δ59,476千円	○ 未来平駅前	: Δ3,081千円
○ 水海道	: Δ19,858千円	○ つつじヶ丘	: 1,866千円
○ 常陸那珂	: Δ41,189千円	○ 友部駅北口	: Δ3,682千円
○ 若草大橋	: Δ19,230千円	○ 水戸北スマートIC	: Δ1,307千円

有料道路減収計 : 139,753千円 駐車場減収計 : 6,204千円

※ 事業全体の推計減収額 : 145,957千円

令和4年度実績をコロナ禍から回復したと仮定して算出した推計額であり、コロナ禍の影響がなくなったとする時点で減収額を同様に推計すれば、減収額はさらに大きくなる可能性がある。

一方、今のところ国及び県が、今次のパンデミックにおける減収に対して補填を計画しているものは無い。

(4) 受託事業

① 道路巡回調査業務

茨城県が管理する国道、県道の調査・点検業務について、12の土木（工事）事務所との業務委託契約により、県内9班体制で道路パトロールを実施している。

調査は、道路パトロール車からの目視により、路面や構造物などの状態を確認しており、各班は受持ちの複数路線を休みなく巡回し、一路線につき月2回以上巡回調査を実施している（1日平均約160km）。

点検は、路面や構造物などに異常や変状が認められた箇所、各土木（工事）事務所から指示があった危険箇所並びに重点調査の対象となっている箇所について、近接目視により状態を確認している。

巡回調査員の確保については、主な採用先の一つである市役所や町村役場職員の定年延長の影響により、65歳以下の班員の確保が難しい状況にある。

【参考】路線数及び路線延長（令和5年4月1日現在）

路線数	: 321路線	総延長	: 4,140,650m
国道	: 12路線	延長	: 766,875m
主要地方道	: 66路線	延長	: 1,653,484m
一般県道	: 243路線	延長	: 1,720,291m

（令和5年度受託契約額 155百万円）

② 主要地方道常陸那珂港南線 道路維持管理業務

常陸那珂有料道路（道路公社の有料区間）と直結する主要地方道常陸那珂港南線（県管理の無料区間）は、自動車専用道路（最高速度80km/h）であり、一般道より高い水準の維持管理体制が必要である。

有料道路の管理水準との統一化や作業の効率化を図り、自動車交通の安全性を確保するため、県（常陸大宮土木事務所）から本路線の維持管理業務を受託し、有料

道路と一体的に維持管理を実施している。

路線名：主要地方道常陸那珂港南線（自動車専用道路）
 区間：常陸那珂港 I C～ひたち海浜公園 I C
 延長：1.8 km
 業務内容：道路交通管理 24時間監視体制（うち通常パトロール4回/日）
 ：道路維持管理 道路清掃、道路除草、道路補修（軽微な補修）
 （令和5年度受託費 42百万円）

4 計画の目標

最新の実績交通量や有料道路周辺地域の交通ネットワークの整備状況等を踏まえて、予測交通量を見直すとともに、計画的な維持工事等の実施と適切な積算による経費削減に努め、着実に長期借入金を償還しつつ公社経営の健全化に取り組む。

(1) 有料道路の通行台数及び料金収入

令和6年度から令和10年度までの5年間の有料道路の通行台数及び料金収入を表3・表4のとおり見込む。通行台数は、令和4年度実績交通量をベースに直近の増減率や、道路交通センサス（平成27年）に基づいた増減率を勘案して予測したもので、大きな状況変化がない限り達成すべき目標として設定した。

表3 通行台数(台/日)

路線名	日立	水海道	常陸那珂	若草大橋
令和6年度	5,983	2,199	4,253	1,676
令和7年度	6,075	2,220	4,287	1,786
令和8年度	6,063	2,215	4,321	1,782
令和9年度	6,049	2,210	4,355	1,778
令和10年度	6,036		4,389	1,774

※ 日立有料道路は、令和5年10月19日に料金徴収期間満了を予定していたが、徴収期間を10年延長。水海道有料道路は、令和9年8月7日に徴収期間満了になる。表4も同じ。

表4 料金収入(年間)

単位:百万円

路線名	日立	水海道	常陸那珂	若草大橋
令和6年度	214	150	194	114
令和7年度	217	151	195	121
令和8年度	216	151	197	121
令和9年度	216	63	199	121
令和10年度	215		200	121

(2) 計画的な維持工事等の実施

維持工事等については、特定の年度に集中することのないよう、計画的に実施する。また、発注に当たっては、コスト削減と効率化を念頭においた積算を行う。

5 経営方針

(1) 安心・安全で快適なサービスの提供

道路構造物の定期点検を実施し、計画的に維持修繕等を実施するとともに、利用者サービスの向上を図り、安心・安全で快適に利用できる施設の維持管理に取り組む。

さらに、信頼性、安全性の向上を図り、道路機能の保全強化に努めることを経営方針に追加した。

(2) 地域と連携した利用促進

地域の観光施設や関係機関と連携した有料道路の利用促進策に取り組むほか、公社駐車場利用によるパーク&ライドの推進を市町村広報紙等の活用により周知するなど、駐車場の利用者確保対策に取り組む。

(3) 経営基盤の強化

回数券の販売促進などの増収対策に引き続き取り組むとともに、計画的な維持工事の実施等による維持管理費の縮減、事務事業の見直しによる管理経費（本社及び管理事務所）の削減に取り組む。

(4) 組織体制の充実

今後の事業展開に併せ、簡素で効率的な組織体制について検討するとともに、料金收受業務等に従事する嘱託・臨時職員の人材確保対策に取り組む。

6 経営方針に基づく具体的な取組

前中期経営計画（令和元年度～5年度）において計画されていた具体的な取組、かつ、今後も継続する取組を【前中期経営計画の取組】、その取組み状況を【主な取組状況】、本中期経営計画により新たに取組む項目を【新たな取組】としてまとめる。

(1) 安心・安全で快適なサービスの提供

【経営方針追加事項】

- ・ 信頼性、安全性を向上させるため、日立有料道路の高架橋について早急な耐震補強工事を実施し、防災機能強化に努める。

【前中期経営計画の取組】

① 計画的な維持工事

- a 利用者に安心・安全で快適な道路施設を提供するため、法令に基づく定期点検によって、道路施設の健全度を把握し、長寿命化の視点も考慮しつつ、計画的な維持管理を着実に実施する。
- b 橋梁及びトンネルについて、法令に基づく定期的な点検・判定の結果に基づき、健全度に応じた維持・修繕を実施し、道路の安全性を確保する。
- c 舗装補修や路面清掃等を適時・適切に実施するとともに、注意看板や路面標示（区画線等）の視認性を損なうことがないよう点検・修繕を行い、安心・安全な道路交通を確保する。

② 危機管理体制の強化

- a 平成23年3月に発生した東日本大震災や令和元年10月の東日本台風等の経験を踏まえ、大規模災害時においても応急復旧対策が迅速に実施できるよう危機管理体制の強化を図る。
- b 防災マニュアルを定期的に改訂するとともに、関係職員への周知・徹底を図り、防災マニュアルに基づく防災訓練を実施する。
- c 災害時の本社・事務所間の連絡手段（災害優先電話）を確保するとともに、

本社と職員個人との連絡手段として携帯端末の活用（メール等）について検討する。

- d 日立、常陸那珂及び水海道有料道路は第1次緊急輸送道路に、若草大橋有料道路は第2次緊急輸送道路に指定されているため、その機能を十分発揮できるよう、関係道路管理者（国、県、NEXCO 東日本）との連携強化を図る。
- e 災害発生時における無料通行措置等に関して、県との事前協定の締結などの検討を行い、地域住民等への対応を迅速に行うことができる体制を整える。

③ 快適な施設の提供

- a 有料道路に接続する周辺道路等の整備の状況に応じて、道路情報板等による適確な情報提供に努めるとともに、安全性を確保するため、道路巡回パトロールを実施する。
- b 道路巡回パトロールにおいて、直ちに落下物の処理を行うなど、常に走行車両の安全を確保するとともに、歩道の除草や清掃を適宜行うなど、自動車だけでなく歩行者の通行にも配慮した維持管理を行う。
- c 駐車場の利用について、料金精算機等の故障により入出庫に支障が生じることのないよう、機器の耐用年数を考慮して適時適切に部品交換を行うなど計画的な維持管理を行う。

④ 利用者サービスの向上

- a 有料道路及び駐車場の利用に関してホームページによる情報提供の充実を図る。
- b 料金徴収員のお客様に対する接遇マナーの維持・向上に努める。
- c 利用者の利便性を向上するため、有料道路における電子マネー（交通系 IC カード等）決済システムの導入について検討を行う。【縮小】
- d 観光シーズンに利用者が著しく増加する常陸那珂有料道路において、関係機関と連携した渋滞対策を実施する。
- e 筑波山つつじヶ丘駐車場において、地元市及び関係事業者と連携した誘客対策（渋滞対策、各種イベント開催への協力、公衆トイレの管理等）を実施する。

【主な取組状況】

- ・ 日立有料道路・高鈴トンネルにおける令和元年度に実施した法令に基づく定期点検結果が「Ⅲ 早期措置段階」と判定されたため、翌年度に補修を実施した。【①—b】
- ・ 若草大橋有料道路における暴風等による通行止めの基準を見直すとともに、現地で安全に、かつ、正確な風速を把握するため風速計を設置した。【②—b】
- ・ 安否確認や夜間休日の本社職員間情報共有による携帯端末のメール活用に加えて、現場の被災状況を本社や県土木部災害対策本部においても把握するため、迅速に写真を送付するなどさらなる活用に努めた。【②—c】
- ・ 電子マネー決済システムやETCを含む料金所におけるキャッシュレス化は、全国の各地方道路公社においても共通の課題となっているが、導入コストをはじめ運用コストも収支に影響を及ぼすことから、現時点では導入を見送っている。【④—c 縮小】

【新たな取組】

- ・ 料金精算機等の更新においては、耐久性や利用者の利便性の向上にも着目して機種選定を実施する。【③—c 拡充】
- ・ 情報提供について、スマホ利用者でも無理なく使用可能とするため、スマホ対応画面の導入やSNSとの連携を検討する。【④—a 拡充】

(2) 地域と連携した利用促進

【前中期経営計画の取組】

- ① 周辺観光施設や地元関係機関等との連携
 - a ホームページによる周辺観光施設等に関する情報提供のほか、ドライブマップの作成・配布、観光施設等と連携したPR活動などの利用促進策に取り組む。
 - b 観光シーズンに利用者が著しく増加する常陸那珂有料道路において、関係機関と連携した渋滞対策を実施する。(再掲)
 - c 筑波山つつじヶ丘駐車場において、地元市及び関係事業者と連携した誘客対策(渋滞対策、各種イベント開催への協力、公衆トイレの管理等)を実施する。(再掲)
- ② 市町村広報誌等による駐車場事業のPR
 - ・ 利用状況に応じ、みらい平駅前、水戸北スマートIC、友部駅北口駐車場の利用によるパーク&ライドの推進を市町村広報紙等の活用によりPRするほか、友部駅北口駐車場について割引キャンペーンの実施により新規顧客の開拓を行う。

【主な取組状況】

- ・ 「共通休日特別通行券」を配布する連携観光施設や枚数等を増やすなどの利用促進対策に取り組んだ。【①—a】

【新たな取組】

- ・ 他県公社の利用促進策や過去に実施したキャンペーン等を参考にしながら検討を進め、利用促進につながった対策を把握して効率的な利用促進策を実施する。
【①—a 拡充】
- ・ 情報提供について、スマホ利用者でも無理なく使用可能とするため、スマホ対応画面の導入やSNSとの連携を検討する。(再掲) 【①—a、b、c 拡充】

(3) 経営基盤の強化

【前中期経営計画の取組】

- ① 増収対策
(有料道路)
 - a 沿線工業団地・企業を訪問してのPRや回数券販売促進活動の実施、渋滞時に有料道路へ誘導する案内看板の設置・拡充などにより有料道路利用者の増加を図る。
(駐車場)
 - b 利用状況に応じ、みらい平駅前、水戸北スマートIC、友部駅北口駐車場の利用によるパーク&ライドの推進を市町村広報紙等の活用によりPRするほか、友部駅北口駐車場について割引キャンペーンの実施により新規顧客の開拓を行う。
(再掲)
 - c 周辺駐車場の料金や公社駐車場の利用状況を勘案して、割引キャンペーンの拡充や料金改定について引き続き検討を行う。
- ② 経費削減
(維持工事費)
 - a 個別施設ごとに計画的な維持管理を行うとともに、維持工事の適切な工期設定によりコストを削減する。また、コスト削減につながる新技術や省エネ機器の導入についても引き続き検討を行う。
 - b 有料道路及び駐車場の料金徴収機器の更新に当たっては、機器の仕様の見直しなどにより管理経費を含めたトータルコストの削減を図る。

- c 橋梁及びトンネルについては、法定点検結果に基づき健全度を判定し、長寿命化も考慮しながら中長期的な観点から計画的に維持修繕を行いコスト削減に努める。

(管理経費)

- d 物品等の購入の際は、職員一人ひとりがコスト意識を持って、調達経費の削減に努める。
- e 業務の見直しを行いながら、委託費等の経常的経費の削減を図る。
- f 管理事務所の備品について、適時・適切な修繕又は更新を行い、業務の効率化を図る。
- g 日立及び常陸那珂有料道路の合併料金徴収経費やETC等の更新経費の縮減について、引き続きNEXCO東日本(関東支社)に対して要望していく。

③ 料金徴収期間の延長の検討

- ・ 供用中の路線は、料金徴収期間の延長について県と協議しながら検討を行う。

【主な取組状況】

- ・ 一般管理費が、令和元年度と令和4年度を比較して、19%の削減を果たした。
【②—d、e】
- ・ 業務管理費が、令和元年度と令和4年度を比較して、8.4%の削減を果たした。
【②—d、f】
- ・ 県と協議しながら、日立有料道路は、橋梁耐震化を早期に実施するため、事業費を4億円増、料金徴収期間を10年間延長した。【③】

【新たな取組】

- ・ 新たな公営パークアンドライド駐車場の運営を手掛けるために、市町村の未利用地等の活用状況を把握し、公営駐車場の新規運営を検討する。【①—b 拡充】

(4) 組織体制の充実

【前中期経営計画の取組】

- ① 簡素で効率的な組織体制
 - ・ 管理路線数が減少する一方で、退職不補充による職員構成の高年齢化が進むため、今後の事業展開の検討と併せ、組織体制の見直しについて検討する。
- ② 人材確保対策
 - ・ 企業及び公務員関係における継続雇用制度の定着等の影響により、新規雇用が困難な状況となっているため、事業継続のために、嘱託・臨時職員の確保は極めて重要であり、働き方改革に伴う法改正に適切に対応するとともに、短時間勤務職員(週20時間以上)の社会保険適用など、勤務条件の改善についても取り組んでいく。

表5 職員構成(令和5年7月1日現在)

区分	人員	～20代	30代	40代	50代	60代	70代
役員(常勤)	2					2	
職員	5				3	2	
嘱託職員	19			1	3	14	1
臨時職員	46			1	1	33	11
合計	72			2	7	51	12

※本表は、道路パトロール員(受託事業)30名を除く。

③ 職員のスキルアップ

- a 本社職員（嘱託を含む）は、一人の職員がより多くの業務に幅広く対応することが求められ、それら多様な分野の課題に対応するため、常に新たな知識・技能を習得することも必要であり、職員の外部研修への積極的な参加を促していく。
- b 各管理事務所の所長、所長代理の中には、民間企業や公務員の管理職経験者も複数いることから、各職員の適性も考慮しながらその能力を十分活用できる組織運営に努める。
- c 上記②の働き方改革に適切に対応し、全職員がその能力を十分発揮できるような職場環境を整えていく。

④ 職員の意識改革

- ・ 有料道路の管理等の職員は、地方道路公社法に基づき、公務員同様となる「みなし公務員」となっているため、当公社では県に準じて茨城県道路公社コンプライアンス要綱及びコンプライアンスマニュアルを策定しており、これに基づき引き続きコンプライアンス（法令遵守の意識）の向上と透明で健全な公社経営に努めるとともに、職員の行動規範を基本に職員の意識改革を推進する。

（職員の行動規範）

- ・ 私たちは、県施策展開の一翼を担い道路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与してまいります。
- ・ 私たちは、法令等の趣旨を正しく理解し、業務の遂行に当たってまいります。
- ・ 私たちは、常に現行業務の点検・見直しを行い、社会から信頼される存在であるよう努めてまいります。

【主な取組状況】

- ・ 短時間勤務職員の社会保険適用が実現した。【 ② 】

【新たな取組】

- ・ 道路巡回調査員の人材確保については、定年延長の年数延伸や承認条件の緩和等を検討する。【② 拡充】
- ・ 国土交通省の制度改正や制度運営方針の変化等をいち早く把握し、公社経営に反映させるべく、日頃から他県地方道路公社との連携強化や職員のスキルアップに努める。【③－a 拡充】
- ・ 各管理事務所の職員に対しては、本社から担当者が出向いて接客やコンプライアンス等を直接指導する研修会を設ける。【④ 拡充】

7 経営収支計画

この中期経営計画における、事業収支計画及び長期債務の償還計画は以下のとおりとし、目標達成のため県との更なる連携強化を図り、この計画に基づく経営改善に取り組む。

なお、予測交通量と実績交通量の乖離や新たな事業展開の必要性など、本計画を取り巻く情勢に大きな変化が認められる場合は、計画の期間（令和6年度～令和10年度）にとらわれず、柔軟に本計画の見直しについて検討を行う。

表6 事業収支計画

単位:百万円

収入の部	R6	R7	R8	R9	R10
道路料金収入	672	686	685	599	536
駐車場料金収入	56	56	56	56	56
その他雑収入等	5	5	5	5	5
計 (A)	733	747	746	660	597
支出の部	R6	R7	R8	R9	R10
維持改良費	236	120	213	204	206
道路建設費	60	150	150		
管理費	384	390	384	376	342
長期債務償還金	101	100	100	100	50
計 (B)	781	760	847	680	598
収支差 (A-B)	- 48	- 13	-101	- 20	- 1
年度末資金残高 (収支差累計)	286	273	172	152	151
政府貸付償還金	51				
県無利子貸付償還金	50	100	100	100	50
長期債務期末残高※	457	357	257	157	107

※ 長期債務 (R5 末) : 政府貸付金 (5 1 百万円)、茨城県無利子貸付金 (5 0 7 百万円)
…計 5 5 8 百万円

※ 地方公共団体金融機構貸付金は償還計画のとおり令和 4 年度末に完済

注) 本表の収入・支出には、受託業務収入・支出は含まない。

令和 6 年度から 5 年間における収支計画は、いわゆる運営資金である年度末資金残高が令和 8 年度以降にやや余裕のない予測となっている。

運営資金の減少対策として、運営資金の増減に注視しつつ、さらなる維持改良工事の計画的な執行や管理・運営費の抑制を進める。